

東 部 中 央

土 地 区 画 整 理 事 業

広 報 紙

平成 3 年 6 月 19 日

発行 白岡町役場 都市計画課

〒349-02 白岡町大字小久喜1213-1

TEL (0480) 92-1111 内線522

す み よ い 志 づ く り

I 東部中央地区における土地区画整理事業の 推進状況及び今後の予定について

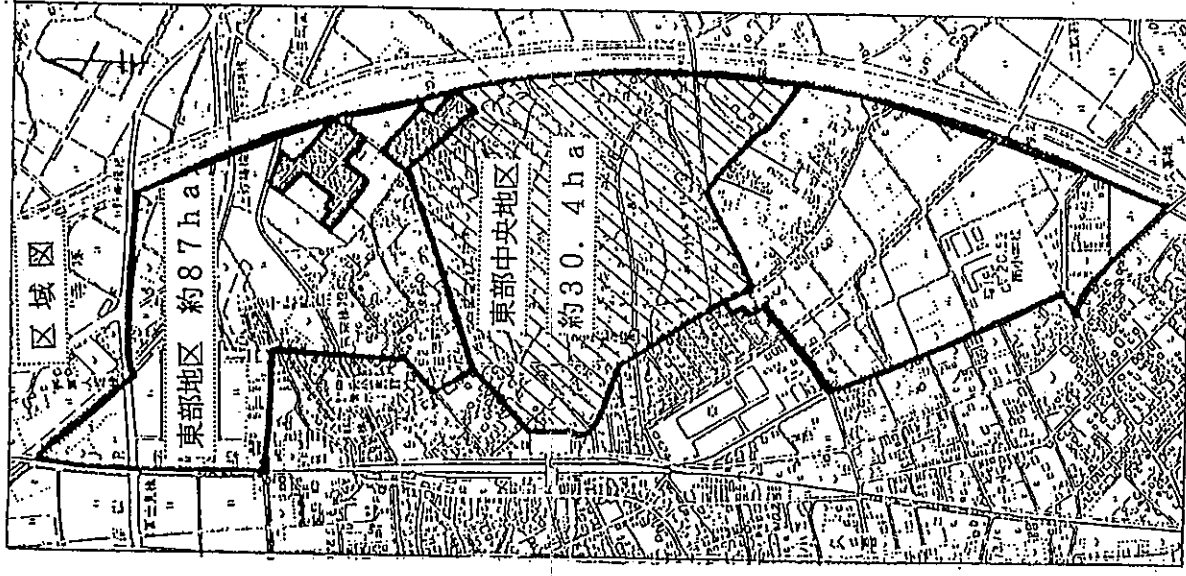
東部地区（約87ha）につきましては、昭和55年より土地区画整理事業により整備すべく推進しておりますが、この中で特に、東部中央地区（約30.4ha）を平成元年より第1期施行地区とし推進し、現況の補足調査、地区界測量等を実施し平成2年6月には、将来の当地区の公共施設（道路、公園等）の配置を計画した「基本計画設計図（素案）」を作成し、権利者の皆様方にご覧いただき、ご意見等をお伺いしたものです。

その後、基本計画（素案）の作成作業に入り現在、県、国等の関係機関との協議を実施しておりますが、この協議における調整が長引き作業が遅れております。

作業の遅れ、また、経過報告が遅れたことについてお詫び申し上げます。

町では、今後も引き続き基本計画（案）について県、国等の関係機関と協議を行い、平成3年度には都市計画（区域）決定及び事業化を目標に推進してまいりますので、なお一層のご理解ご協力をお願いいたします。

なお、今後この基本計画書（案）にもとづき説明会を開催する予定ですので説明会開催の折りには、ご出席くださるようお願いいたします。



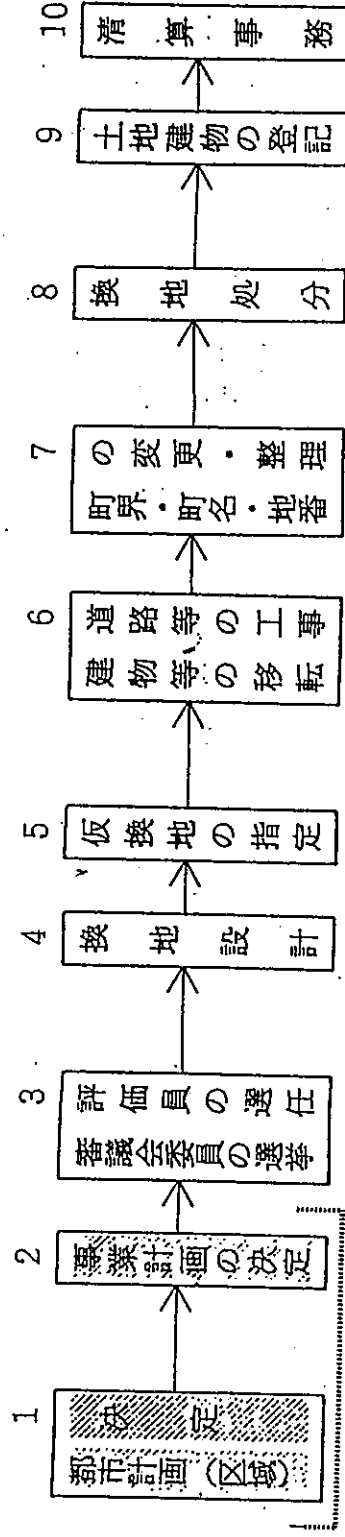
* 土地区画整理事業の基本計画とは

土地区画整理事業を進めて行く上で、将来の当地区にあるべきまちの姿を総合的に勘案して区画整理設計を行い、当該土地区画整理事業の具体的な計画を作成するものであります。

この基本計画は、事業がより円滑に進捗するよう、都市計画（区域）決定手続きに併せ県及び国と協議を行うこととされております。

II 土地区画整理事業の進め方

町が施行する場合、次のような手順で進められます。



平成 3 年 度 中 に 予 定

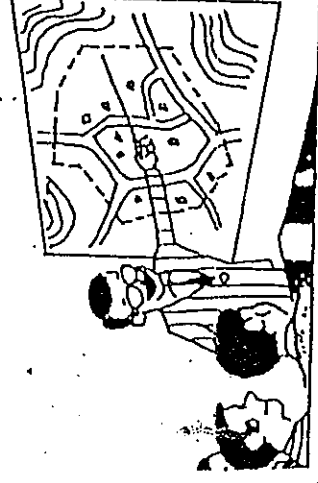
都市計画(区域)決定とは

土地区画整理事業は、「都市計画」として実施するものです。この「都市計画」として行う土地区画整理事業をまず、どの範囲について実施するかを定める必要があります。ここで定められる「都市計画」を特に、「区域決定」と称しております。

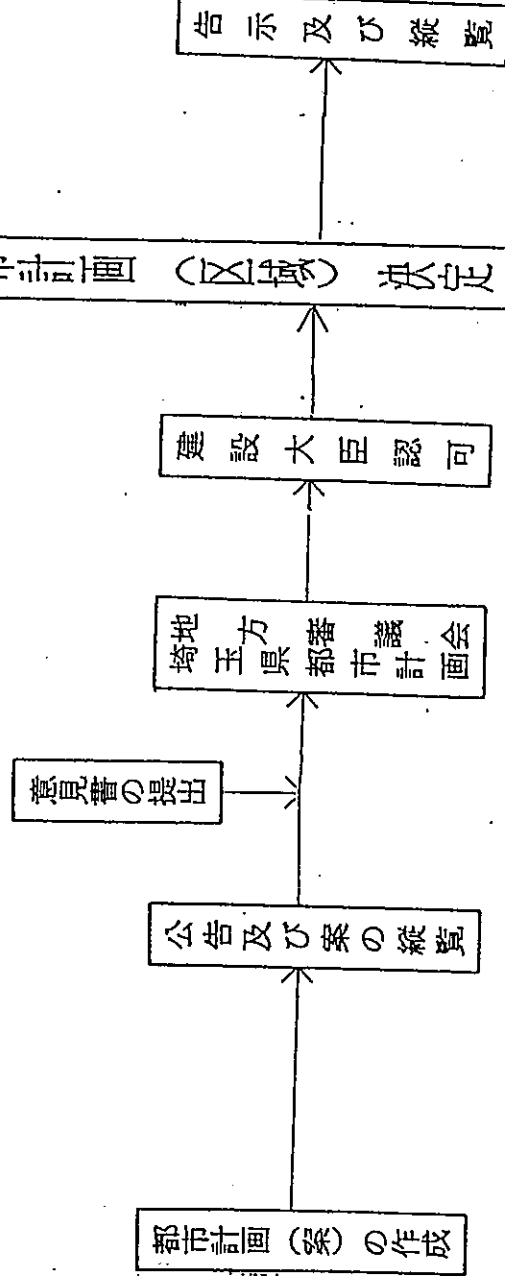
都市計画に定められる内容は、次のとおりです。

- (1) 事業の種類
- (2) 名称
- (3) 施行区域
- (4) 公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項等

これらの内容についての都市計画(案)を2週間縦覧します。この都市計画(案)にご意見のある方は、埼玉県知事あてに意見書を提出することができます。提出された意見書は埼玉県知事の諮問機関であります、埼玉県都市計画地方審議会で審議されこの都市計画(案)について検討されます。



都市計画(区域)決定の手順について



都市計画(区域)が決定しますと、都市計画としての土地区画整理事業の準備が整ったことになります。当地区では、早期事業化のため土地区画整理事業の第一歩である事業計画の決定も同時期に実施したく作業を進めてまいりますので今後共、ご理解、ご協力をお願いいたします。